

平成27年度における独立行政法人労働安全衛生総合研究所の
中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当研究所は、平成27年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約4億9千万円、比率が69.8%になるよう努めることとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における当研究所の官公需契約実績総額約7億4千万円の約2.3%程度であることを踏まえ、基本方針で定められた国等全体の目標、「平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で概ね倍増の水準とすること」に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度に3.3%程度とすることを目標に、新規中小企業者の受注の増大に努めることとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当研究所は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、以下のとおり取り組むこととする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めることとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

総務部総務課経理第1係、経理第2係を「官公需相談窓口」とし、「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めることとする。

3 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めることとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

4 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

また、共同調達を実施する場合、その発注に当たっては、分離・分割発注を検討するなど、中小企業者の受注の機会を確保することにも配慮することとする。

5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めることとする。

6 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の随意契約による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めることとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当研究所においては、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、以下のとおり取り組むこととする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がないことが認められる場合には、評価項目の設定に際し、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮することとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」（以下「ここから調達サイト」という。）の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めることとする。

(2) 新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加の推進

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない調達案件で、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合で、かつ、参加により入札参加者の確保が図られることが推認される場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めることとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切な対応に努めることとする。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイトの活用による調達の推進

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮することとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に則して取り組むこととする。

第4 上記1. ～3. に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当研究所の全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、本研究所に推進本部を設置する。推進体制は、別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示することとする。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表することとする。

別紙

推進本部

本部長 : 総務担当理事

本部員 : 総務部長

研究企画調整部長

総務課長

(事務局 総務部総務課 経理第1係、経理第2係)